

令和3年8月20日

洪水による浸水想定区域内、又は土砂災害警戒区域内
にある要配慮者利用施設の施設管理者 様

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
長野市総務部危機管理防災課

施設における避難の実効性確保に関する取組等について（依頼）

日頃より長野市の防災・福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年の7月豪雨では、静岡県熱海市など全国で大きな被害をもたらしました。これから到来する台風シーズン、秋雨前線などに備え、水害や土砂災害から施設利用者等の避難の実効性を高めるため、下記のとおり各種点検、確認を実施していただき、安全な避難先の選定や施設利用者の避難誘導要員の早期確保などの必要な改善の実施をお願いいたします。

記

1 避難確保計画の策定について(避難確保計画未届けの施設)

洪水による浸水想定区域内、又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設においては、避難確保計画の届出が義務付けられておりますので、要配慮者利用施設一覧を確認し、浸水想定区域等に該当し、かつ未届けの施設は、計画を早急に作成し、高齢者活躍支援課へ提出してください。

計画作成、要配慮者利用施設一覧について（長野市 HP）

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kikibousai/160704.html>



2 避難確保計画チェックリスト(別紙1)の作成について

水防法及び土砂災害防止法の一部改正に伴い、市町村は各施設管理者が作成する避難確保計画、避難確保計画チェックリスト、訓練実施報告書等を活用し施設等に必要な助言又は勧告を行うことされました。

そのため各施設においては、以下のとおり避難確保計画チェックリスト（別紙1）の作成、提出をお願いいたします。

避難確保計画を新たに作成又は変更の手続きをする施設

避難確保計画チェックリスト（別紙1）を避難確保計画に添え、以下の提出先へ提出してください。

避難確保計画を届出済の施設

避難確保計画チェックリスト（別紙1）を毎年の提出を求めている訓練実施報告書*に添え、以下の提出先へ提出してください。

※訓練実施報告書の提出について（フレッシュ情報 令和3年2月5日号で周知の内容に同じ）

長野市 HP <https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kikibousai/160704.html> 内の「4 訓練実施報告書の提出」に詳細様式等が掲載されております。

3 新たな避難情報に関する周知チラシの施設内掲示について

令和3年6月7日号のフレッシュ情報で周知のとおり、災害対策基本法が改正され「避難勧告」がなくなり、「避難指示」に取扱いが一本化されました。つきましては、周知チラシ（別紙4）を、施設内へ掲示いただくなどにより施設利用者への周知をお願いいたします。

4 社会福祉施設における避難の実効性を確保するための留意点(別紙5)の確認

「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会（国土交通省・厚生労働省設置の有識者会議）」の検討結果が別紙5のとおり整理されましたので、各施設でその内容をご確認ください。

【送付資料】

- 別紙1 避難確保計画チェックリスト（様式）
- 別紙2 社会福祉施設と地方公共団体との連絡体制の構築
- 別紙3 訓練実施結果報告書（様式）
- 別紙4 新たな避難情報に関する周知チラシ
- 別紙5 社会福祉施設における避難の実効性を確保するための留意点

【提出先】

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
担当：青沼・和田
電話：224-5094 FAX：224-5126
Mail：kourei@city.nagano.lg.jp

長野市総務部危機管理防災課
担当：村山
電話：224-5006（直通）FAX：224-5109
Mail：kikibousai@city.nagano.lg.jp

社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）

チェックリスト

施設 チェック担当者名	市町村 チェック担当者名

施設名	(避難確保計画が複数事業所一体で作成されている場合は、すべての登録事業所名を併記する。)
市町村名	長野市

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの 確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
市町村地域防災計画に当該施設が定められているか		<input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない

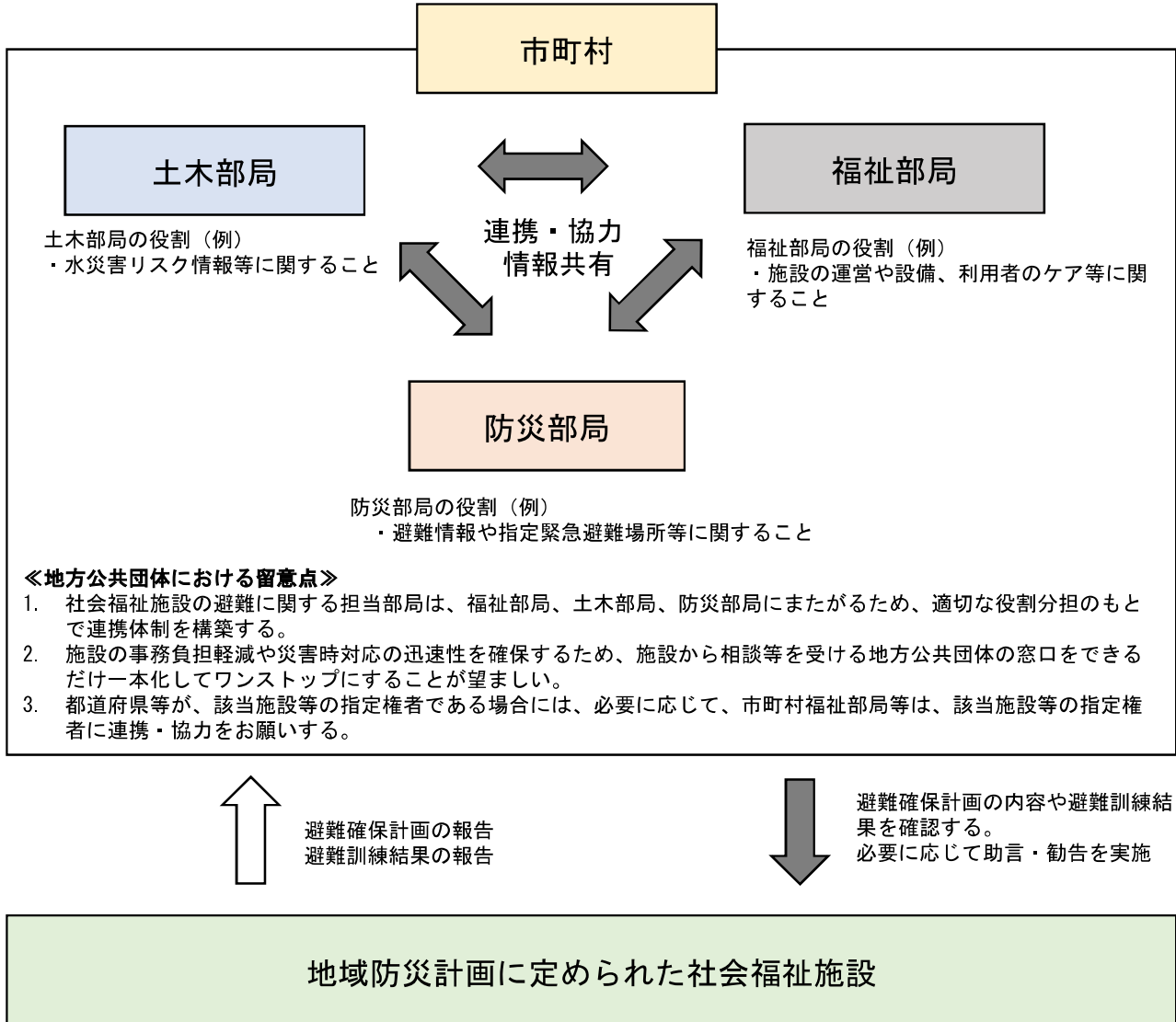
計画 項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
(ア) 防災体制、情報収集及び伝達 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	【着眼点】 <input type="checkbox"/> 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか <input type="checkbox"/> 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか <input type="checkbox"/> 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング(避難開始時や避難完了時等)を定めているか <input type="checkbox"/> 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか		

<p>2. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合に避難を開始することになっているか(避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある) <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまでに多くの時間を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することになっているか <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令の日安となる氾濫警戒情報及び大雨警報(土砂災害)も避難開始の判断指標にしているか <input type="checkbox"/> 利用者全員が避難するのに要する時間を計画に記載しているか 	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<p>3. 利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難行動について指揮する者を定めているか <input type="checkbox"/> 大雨や暴風により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日に災害が切迫する可能性がある場合には、明るいうちに体制を確立するなど、早めに避難支援要員を確保する体制にしているか <input type="checkbox"/> 通所型の施設については、台風の襲来など、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか <input type="checkbox"/> 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか 	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<p>(イ) 避難の誘導 (水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項</p>		
<p>1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 選定した避難先(指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の社会福祉施設、屋内安全確保(垂直避難)の場所)は、想定される災害に対して安全な場所であるか(家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域内に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しない高さであり食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応できること等) <input type="checkbox"/> 選定した避難先において利用者のケア等の対応が可能であるなど、 	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

	避難の実効性が確保されているか <input type="checkbox"/> 不測の事態が生じることも想定し、複数の避難先を選定しているか、また、少しでも安全な場所に移動する「緊急安全確保」の方法を定めているか		
	2. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> 施設から避難先までの移動経路の災害リスクや、交通途絶等の可能性も考慮して、安全で確実な避難ルートが選定されているか <input type="checkbox"/> 施設外の避難先に移動するために必要な車両の台数や手配方法などを定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	3. 避難支援に必要な要員を適切に確保しているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> 避難に要する時間を考慮した上で、避難支援要員の人数が確保されているか <input type="checkbox"/> 必要に応じて、消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族など、避難支援協力者を定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
(ウ) 避難の確保を図るための施設の整備 (水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項			
	1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか <input type="checkbox"/> 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	2. 避難に必要な設備を確保しているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> 利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど)や要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備(エレベータやスロープ等)を確保しているか <input type="checkbox"/> 夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別するための誘導用ライフジャケット等の機材を確保しているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	3. 屋内安全確保(垂直避難)を行う場合に必要な物資等を確保しているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

	<p>【着眼点】</p> <p><input type="checkbox"/> 「屋内安全確保（垂直避難）」を行う場合に備え、長時間の浸水に対応できるよう食糧等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか</p>		
<p>(エ) 防災教育及び訓練の実施 (水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</p>			
	<p>1. 防災教育や訓練を適切に実施することになっているか</p> <p>【着眼点】</p> <p><input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか</p> <p><input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか(訓練については原則として年1回以上の頻度で実施することが望ましい)</p> <p><input type="checkbox"/> 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか</p> <p><input type="checkbox"/> 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者が施設を利用する際に避難確保計画の内容を利用者の家族に周知することとしているか</p> <p><input type="checkbox"/> 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練、資機材の確認訓練、図上訓練、利用者の避難先への移動訓練など、実施する訓練の種類を具体的に定めているか</p> <p><input type="checkbox"/> 訓練実施の際には、避難支援協力者に組み込まれている消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族も参加することとしているか</p> <p><input type="checkbox"/> 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することとしているか</p>	<p><input type="checkbox"/> 対応済</p> <p><input type="checkbox"/> 要改善</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切</p> <p><input type="checkbox"/> 要改善</p>
<p>(オ) 自衛水防組織の業務（設置した場合のみ該当） (水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項</p>			
	<p>(自衛水防組織の業務内容の記載の確認) 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか</p> <p>【着眼点】</p> <p><input type="checkbox"/> 自衛水防組織を統括する統括管理官を定めているか</p> <p><input type="checkbox"/> 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 内部組織(〇〇班など)を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか</p>	<p><input type="checkbox"/> 対応済</p> <p><input type="checkbox"/> 要改善</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切</p> <p><input type="checkbox"/> 要改善</p>

社会福祉施設の避難確保計画に関する 地方公共団体の各部局の連携体制の構築



令和 年 月 日

長野市長 あて

訓練実施報告書

施設名称 ※1	
施設所在地	
担当者氏名	
電話番号	

下記のとおり、水防法第15条の3又は土砂災害防止法第8条の2に基づき、避難確保計画に定めた訓練を実施したので報告します。

訓練実施日	令和 年 月 日	実施場所	
訓練時間	時 分から 時 分まで	天 候	
訓練参加人数	施設職員 人	施設利用者 人	
訓練想定 (丸をつけてください)	洪水 土砂災害		
訓練内容 (実施した訓練の項目 ひとつ以上に 概要を記載)	情報伝達訓練		
	非常招集訓練		
	避難訓練		
	図上訓練		
	その他		
所 見			
避難確保計画 修正の有無 (丸をつけてください)	有 無	(修正項目 :)	

※1 同一敷地内等に所在する複数の施設・事業所で合同の訓練を実施した場合は、「施設名称」の欄へ全ての施設名を記載してください。

※ 防災研修の実施報告は必要ありません。

※ 毎年度3月31日までに、所管課へ報告してください。

書き方 見本

令和 年 月 日

長野市長 あて

訓練実施報告書

施設名称 ※1	特別養護老人ホーム 〇〇〇 デイサービス〇〇
施設所在地	長野市〇〇2-5-7
担当者氏名	施設長 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり、水防法第15条の3又は土砂災害防止法第8条の2に基づき、避難確保計画に定めた訓練を実施したので報告します。

訓練実施日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	実施場所	施設内
訓練時間	〇時 〇分から 〇時 〇分まで	天 候	晴れ
訓練参加人数	施設職員 〇〇人	施設利用者	〇人
訓練想定 (丸をつけてください)	洪水 土砂災害		
訓練内容 (実施した訓練の項目 ひとつ以上に 概要を記載)	情報伝達訓練	台風情報や避難情報をスタッフ全員に伝達した	
	非常招集訓練	LINE と一斉メールにより招集訓練を行った	
	避難訓練	避難場所まで実際に避難した	
	図上訓練	避難時の危険個所を地図上で確認する訓練を行った	
	その他	保護者・家族への引き渡し訓練を行った	
所 見	・情報伝達がスムーズにできた ・避難に時間がかかった ・備蓄品に不足するものがあった		
避難確保計画 修正の有無 (丸をつけてください)	有 無 (修正項目: 体制確立の判断時期・備蓄品)		

※1 同一敷地内等に所在する複数の施設・事業所で合同の訓練を実施した場合は、「施設名称」の欄へ全ての施設名を記載してください。

※ 防災研修の実施報告は必要ありません。

※ 毎年度3月31日までに、所管課へ報告してください。

令和3年5月20日から

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル

4

警戒レベル

新たな避難情報等

5



災害発生
又は切迫

きんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保※1

これまでの避難情報等

災害発生情報

(発生を確認したときに発令)

4



災害の
おそれ高い

ひなんしじ
避難指示※2

・避難指示(緊急)
・避難勧告

3



災害の
おそれあり

こうれいしゃとうひなん
高齢者等避難※3

**避難準備・
高齢者等避難開始**

2



気象状況悪化

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

1



今後気象状況
悪化のおそれ

早期注意情報
(気象庁)

早期注意情報
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず

命が危険な状況です。

警戒レベル5緊急安全確保の

発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。

これからは、

警戒レベル4避難指示で

危険な場所から全員避難

しましょう。

避難に時間のかかる

高齢者や障害のある人は、

警戒レベル3高齢者等避難で

危険な場所から避難

しましょう。



ひなん
「避難」って
何すれば
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ
が避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。

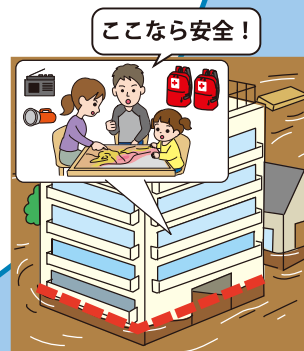


屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認することが必要です。

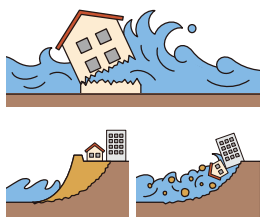
想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

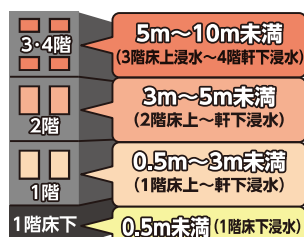
① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い



③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

社会福祉施設における避難の実効性を確保するための留意点

1. 社会福祉施設における対応

(1) 水害や土砂災害など、施設が有する災害リスクの適切な把握

- ・ 市町村が公表しているハザードマップや、国や都道府県が公表している浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図等を用いて、それぞれの社会福祉施設(以下、「施設」という。)が有する災害リスクを災害の種類ごとに適切に把握する。
- ・ 浸水リスクがある場合は、想定されている「浸水深」や「浸水継続時間」を把握するとともに、建物倒壊等のおそれのある「家屋倒壊等氾濫想定区域」の該当有無を把握する。

(2) 災害リスクに適切に対応した避難先の選定と複数の避難先の確保

- ・ 施設が有する災害リスクを適切に把握した上で、施設外への立退き避難の必要性、施設内での「屋内安全確保(垂直避難)」の適切性を判断する。
- ・ 確実に難を逃れるためには、施設外の安全な場所への立退き避難が望ましく、特に、「家屋倒壊等氾濫想定区域」や「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」にある場合は、原則として、立退き避難を選択する。
- ・ 立退き避難を選択する場合、その避難先や避難経路の安全性を把握するとともに、市区町村の「警戒レベル 3 高齢者等避難」の発令のタイミングで避難先が開所することを確認しておく。
- ・ 施設の利用者(以下、「利用者」という。)のケア等の継続性を確保するためには、他の社会福祉施設への避難も有効であるため、施設間で避難受け入れができるよう協力体制の構築に努める。
- ・ 平時から立退き避難先との連絡体制を確立し、避難の必要がある時には、相互に連絡を取り合って、避難先の安全性や開所の有無等を確認する。
- ・ 施設の上階等への「屋内安全確保(垂直避難)」を選択する場合は、浸水しない床高の避難スペースがあることに加えて、長時間浸水する場合の支障を許容できるよう、水や食糧、薬等の備蓄のほか、電気やガス、水道、トイレが使用できないことへの対応策を執っておく。
- ・ 建物の構造や利用者の状況に応じて、円滑かつ迅速な「屋内安全確保(垂直避難)」において必要となる、エレベーターやスロープ等の避難設備を、有効性を考慮した上で設置する。
- ・ 「屋内安全確保(垂直避難)」を選択する場合であっても、避難が長時間に及ぶことなども想定して、多重的に複数の避難先を確保する。
- ・ 急激に災害が切迫することにより、計画どおりに避難ができない過酷事象に遭遇することも想定し、少しでも被害を受け難い高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動する「緊急安全確保」の方法や、そのような事態に陥ったときの連絡体制等を決めておく。

(3) 個々の施設状況を考慮した避難開始のタイミングの設定

- ・ 避難開始のタイミングは、原則として、市町村が「警戒レベル 3 高齢者等避難」を発令した時とする。
- ・ 利用者が多い場合や利用者の身体的な状況等により全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、避難完了までの時間に応じて、「警戒レベル 2 大雨・洪水・高潮注意報」等が発表された段階で雨量や河川水位情報等を収集し、「警戒レベル 3 高齢者等避難」の発令を待つことなく、早めに避難を開始する。
- ・ 一方で、避難の頻度が多くなると、避難行動そのものが利用者の身体的な負担になり得ることから、避難完了までの時間や支援要員の人数等を考慮した上で、例えば、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分けるなど、施設の実情に応じた段階的な避難方法を決めておく。

(4) 利用者の円滑な避難に資する避難支援体制の確保

- ・ 雨量情報や河川水位情報、洪水予報、土砂災害警戒情報、避難情報等の防災情報を的確に収集するため、収集する情報の種類、入手方法、情報レベルに応じた要員確保など、時系列的な体制確立方法について決めておく。
- ・ 累積雨量が増えるなど状況が悪化すると、交通機能が停止し、職員が施設に駆け付けることが難しくなる場合があるため、例えば、「警戒レベル 2 大雨・洪水・高潮注意報」等が発表された段階で早期に体制を確立する。特に、夜間・休日に災害が切迫する場合には、明るいうちに避難支援要員を確保するなど、早期の体制確立に十分留意する。
- ・ 職員が迅速に参集できない場合や避難時間が確保できない場合に備え、消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族等から避難支援の協力が得られるよう、地域との連携体制の構築に努める。企業と連携する際は、あらかじめ支援内容を確認し、明確にしておくことと良い。

(5) 訓練実施と訓練で得られる教訓の避難確保計画への反映

- ・ 避難訓練については、利用者を施設外の避難先に移動させる立退き訓練以外にも、避難経路を確認する訓練や情報伝達訓練、図上訓練等、比較的取り組みやすい訓練もある。全ての訓練を一度に行うのではなく、立退き訓練と図上訓練を交互に行うことや、様々な種類の訓練を分けて行うなど負担軽減を図って、訓練を継続する。
- ・ 参加者については、利用者全員が参加する訓練のみではなく、利用者の身体状態に応じて、避難支援に必要な人数や避難時間等を確認する訓練を実施することが考えられる。
- ・ 訓練を実施する際には、避難支援協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族等の参加を得て実施するよう努める。
- ・ 訓練後には、振り返りを実施し、訓練で得られた教訓を踏まえて避難確保計画の内容の見直しを図り、PDCA サイクルを回して、避難の実効性を高めるために避難確保計画

の内容の充実を図っていく。

(6) 非常災害対策計画と避難確保計画の一体化による事務負担軽減

- ・ 介護保険法等に基づく「非常災害対策計画」と水防法や土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」は、必ずしも個々に作成する必要はなく、両計画の内容を網羅するようにして、一体化した計画として作成することができる。

(7) 職員及び利用者家族等への災害リスク及び避難確保計画の周知

- ・ 施設が有する災害リスクや避難先、避難開始のタイミング、避難支援体制、避難方法等を全職員に周知することとし、周知する頻度や方法等を決めておく。
- ・ 施設の利用開始時には、利用者に加えて、避難支援の協力者としての役割が期待される利用者の家族に対しても、施設が有する災害リスクや避難確保計画の主な内容を周知する。

(8) 市町村との情報連絡体制の確立

- ・ 施設は、市町村から一方通行で避難情報を受けるだけでなく、施設から市町村に対しても、「避難を完了した」等の情報を伝達することが望ましく、こうした双方向の連絡体制の構築に努める。
- ・ 災害時に市町村と円滑に連絡を取り合える関係を構築するため、施設と市町村との情報交換の場を平時から確保しておくことが望ましい。

2. 市町村における対応

(1) 地域防災計画への適切な位置づけ

- ・ 市町村の地域防災計画に定めるべき施設は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設としており、これに該当するか否かは、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に位置することだけで一律に判断できるものではないため、施設の構造や利用状況等といった個々の施設の状況も把握した上で適切に定める。

(2) 避難確保計画や訓練に関する助言・勧告の実施

- ・ 施設に対して、避難確保計画や訓練に関する助言・勧告を行う場合は、別紙1の「社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」を参考にする。
- ・ 施設に対するアドバイスは、避難確保計画の報告時や訓練結果の報告時のみならず、地方公共団体が施設を定期監査する際や避難訓練に視察参加する機会等を活用するなど、様々な機会を捉えて行う。
- ・ 個々の施設の災害リスクの程度や訓練結果の報告など施設から提供を受けた災害対応能力に関する情報を参考にして、避難の実効性を高める必要がある対象施設を絞り込んだ上で、効果的な助言・勧告に努める。

(3) 施設との情報連絡体制の確立

- ・ 施設にとっては、メディアから避難情報を得るよりも、市町村から直接連絡を受けるほうが避難の動機付けになることから、施設への迅速な情報発信に努める。
- ・ 市町村から施設への避難情報の発信だけでなく、施設から市町村に対しても、「避難を完了した」等の情報を提供していただくことが望ましく、こうした双方向の連絡体制の構築に努める。
- ・ 災害時に施設と円滑に連絡を取り合える関係を構築するため、市町村と施設との情報交換の場を平時から確保しておくことが望ましい。
- ・ 施設の管理者や職員の防災知識の習得を支援するため、積極的かつ継続的に講習会等を開催する。その際、全ての施設が防災に関する講習会を定期的に受講できるよう努める。

(4) 福祉部局、土木部局、防災部局の連携

- ・ 社会福祉施設における避難に関する担当部局は、福祉部局、土木部局、防災部局にまたがるため、別紙2の「社会福祉施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」を参考にして、適切な役割分担のもとで連携体制を構築する。
- ・ 施設の負担軽減や災害時対応の迅速性を確保するため、施設から相談等を受ける地方公共団体の窓口をできるだけ一本化してワンストップで対応できるよう努める。

長野圏域の一部市町村の感染警戒レベルを5に引き上げ
「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年8月16日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 感染の状況等

- 長野圏域における直近1週間（8月9日～15日）の新規陽性者数は125人、人口10万人当たりでは23.43人で、前週（8月2日～8日）と比較して1.7倍と急増しています。
- 帰省や仕事などによる首都圏等県外との往来歴がある方の陽性事例が多数確認されているほか、感染経路不明者から家族や職場の同僚に感染が拡大する事例が後を絶たず、今後のさらなる感染の拡大が懸念される状況となっています。
- 8月6日には全県に「医療警報」を発出し、県民の皆様のご協力をいただきながら、県として全力を挙げて対策を講じていますが、全県の確保病床に対する入院者の割合は46.9%（R3.8.15時点）と「医療非常事態宣言」発出の目安となる50%に迫っています。
- 長野圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

2 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の発出

感染警戒レベル5相当となった長野圏域のうち、感染の拡大が顕著な市町村及び感染が広がるおそれがある市町村（以下「該当市町村」）について、感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出（本日から8月29日まで。）します。

該当市町村
長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村

3 デルタ株対策の心得

デルタ株が全国的に猛威を振るっています。感染力の強さや重症化しやすさが指摘されているデルタ株に感染しない・させないために、「飛沫感染」、「エアロゾル感染」、「接触感染」を意識し、以下の基本的な感染防止対策をより厳格に行ってください。

- 屋内及び人との会話時は、マスクを正しく着用（不織布マスクを推奨）
- マスクをしていても人との距離は最低1メートルを確保
- 屋内や車内は十分に換気（屋内では30分に一回以上、数分間程度窓を全開）
- 人と同じものを触ることを避け、適切なタイミングで正しく手洗い・手指消毒
- ワクチン接種済みの方も上記の対策を

4 該当市町村における県としての対策

(1) 県民、来訪者・旅行者の皆様への協力依頼

- ① 人と会う機会をできるだけ減らすようお願いします（特措法第24条第9項）
（人と会う時は、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意を。）
 - 可能なら電話やオンラインで済ませてください。
 - 混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください。

- ② ご自宅等も含め、会食の際には次のことをお願いします（特措法第 24 条第 9 項）
 - 同窓会や親族の集まりなど、普段会わない方との会食は控えてください。
 - 同居のご家族以外で行う飲酒を伴う 5 人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください。
 - できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください。
 - 「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します。
- ③ 20 時以降に酒類を提供する飲食店等を利用する場合は、長野県が認証している「信州の安心なお店」を選択し、1 グループは同居家族又は 4 人以内、利用する時間は 2 時間以内とするとともに、感染対策を徹底するようお願いします
- ④ 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用を自粛するようお願いします
- ⑤ 信州への帰省及び県外への訪問は、控えるようお願いします（特措法第 24 条第 9 項）
- ⑥ 出張等での来訪者、旅行者の方は、上記①、②及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします（特措法第 24 条第 9 項）。また、③及び④についてもご協力をお願いします。

（2）事業者の皆様への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者は、状況に応じ入場制限等を実施してください（特措法第 24 条第 9 項）
 - 入場者数の制限（人と人との距離を概ね 2 メートル程度確保）
 - 施設内での物理的距離の確保
 - 十分な換気
 - 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - 客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ② 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、カラオケ設備の利用提供を控えるようお願いします
- ③ イベントの開催は慎重に検討してください（特措法第 24 条第 9 項）
 - 感染リスクを低下させる対策が困難な場合は、延期や中止を検討してください。
- ④ 観光関係者は地域で連携して感染防止対策に取り組んでください

【従業員に対する感染防止対策】

- ⑤ 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ⑥ 職場の感染対策を改めて点検・徹底してください
 - 労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ⑦ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

【営業時間短縮等の協力要請】

⑧ 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します（特措法第24条第9項）

- 第5波になって以降、飲食店での飲食を起因とする感染事例が少ないことは、飲食店の皆様の感染防止の取組のおかげであり、深く感謝いたします。
- 現在、感染はデルタ株への置き換わりが進み、過去に経験したことのないスピードで感染が拡大しており、特に、大人数や長時間に及ぶ飲酒を伴う飲食の場面は、感染リスクが高くなるおそれがあります。（マスクを外す、大声になり飛沫が飛びやすい、仕切られた空間に大人数が密集する 等）
- このため、感染拡大を未然に防ぐ観点から、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請を行います。

【要請期間】 8月19日から8月29日まで

【対象地域】 長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村

【要請内容】

種 類	区 分		要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 認証店		営業時間短縮 （5時～20時） （特例あり※）
飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 非認証店	ガイドライン 遵守	営業時間短縮 （5時～20時）
		ガイドライン 非遵守	休 業

※「信州の安心なお店」認証店における特例

- ・ 認証店は、20時以降も営業を継続するか、時短要請に応じるかを選択できます。（営業を継続した場合は協力金の支給対象外です。）
- ・ 営業を継続する場合は、20時以降は、1グループは「同居家族又は4人以内」、利用する時間は「2時間以内」に限定します。
- ・ 営業を継続する認証店の皆様に対しては、要請期間中に巡回し、対策状況を確認します。
- ・ 新たに認証申込があった場合は速やかに確認し、認証手続きを進めます。

なお、「信州の安心なお店認証制度」は認証店における新型コロナウイルス感染のリスクゼロを保証するものではありません。

該当市町村にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は「この夏を過ごすにあたってのお願い(7月30日改定)」(別添参照)にもご留意ください。

(3) 子どもへの対策

① 県立学校においては、感染症対策を講じても、なお感染リスクの高い活動については、中止または延期します

- 感染リスクの高い学習活動の中止
- 安全な実施が困難である学校行事の中止・延期

- 部活動の活動時間の短縮と、学校が独自に行う練習試合、合宿の中止
- ② 特に、夏季休業期間中は、真に必要な場合以外は、学習活動、学校行事、部活動等
は行いません
- ③ 市町村立及び私立の学校設置者に対して、県立学校と同様の対応とするよう協力を
要請します
- ④ 保育所等設置者や子どもの居場所を管理・運営する者に対して、感染防止対策を講
じてもなお感染リスクが高い活動の中止・延期と感染防止策の徹底について協力を要
請します

(4) 県が実施する対策

- ① 県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に協力金を支給します
(詳細については各飲食店等に別途送付するチラシをご覧ください。)
- 【全体】
- 売上げ規模に応じて支給 (2.5~7.5 万円/日) ※中小企業の場合
- 【信州の安心なお店認証店 (特例)】
- 既に認証されている事業者様
20 時以降も営業を継続するか、全期間時短要請に応じるか、原則として要請開始
日に選択していただく (要請期間中に変更することはできません)
 - 要請期間中に新たに認証された事業者様
認証日まで : 時短要請に応じていただく (協力金の対象)
認証日 : 20 時以降の営業継続か、時短要請に応じるか選択いただく
- ② 地域経済を活性化するために該当市町村が行う事業者支援の取組に対し交付金を
支出します
 - ③ 陽性者を早期に発見し、感染拡大を防ぐため、
 - 積極的疫学調査による PCR 検査等を広範に実施します
 - 感染状況に応じた集中的な検査を検討します
 - ④ 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、該当
市町村に対しても同様の検討を行うよう協力を要請します
 - ⑤ 県機関においては、在宅勤務・テレワークや勤務時間の割振り等により、執務室内
での従事職員数を概ね 5 割削減します

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。
新型コロナへの感染は、注意していても完全に防ぐことはできません。仕事や家庭の事情等で
緊急事態宣言発出地域等から来県される方もいらっしゃいます。様々な理由によりワクチン接
種を受けられない方もいます。

差別や誹謗中傷を恐れた受診控えなどは、かえって感染の拡大にもつながりかねません。

「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、県民みんなでこの危機を乗り越えていき
ましょう。

10 圏域の感染警戒レベル (R3. 8. 16 現在)

感染警戒レベル5の圏域等

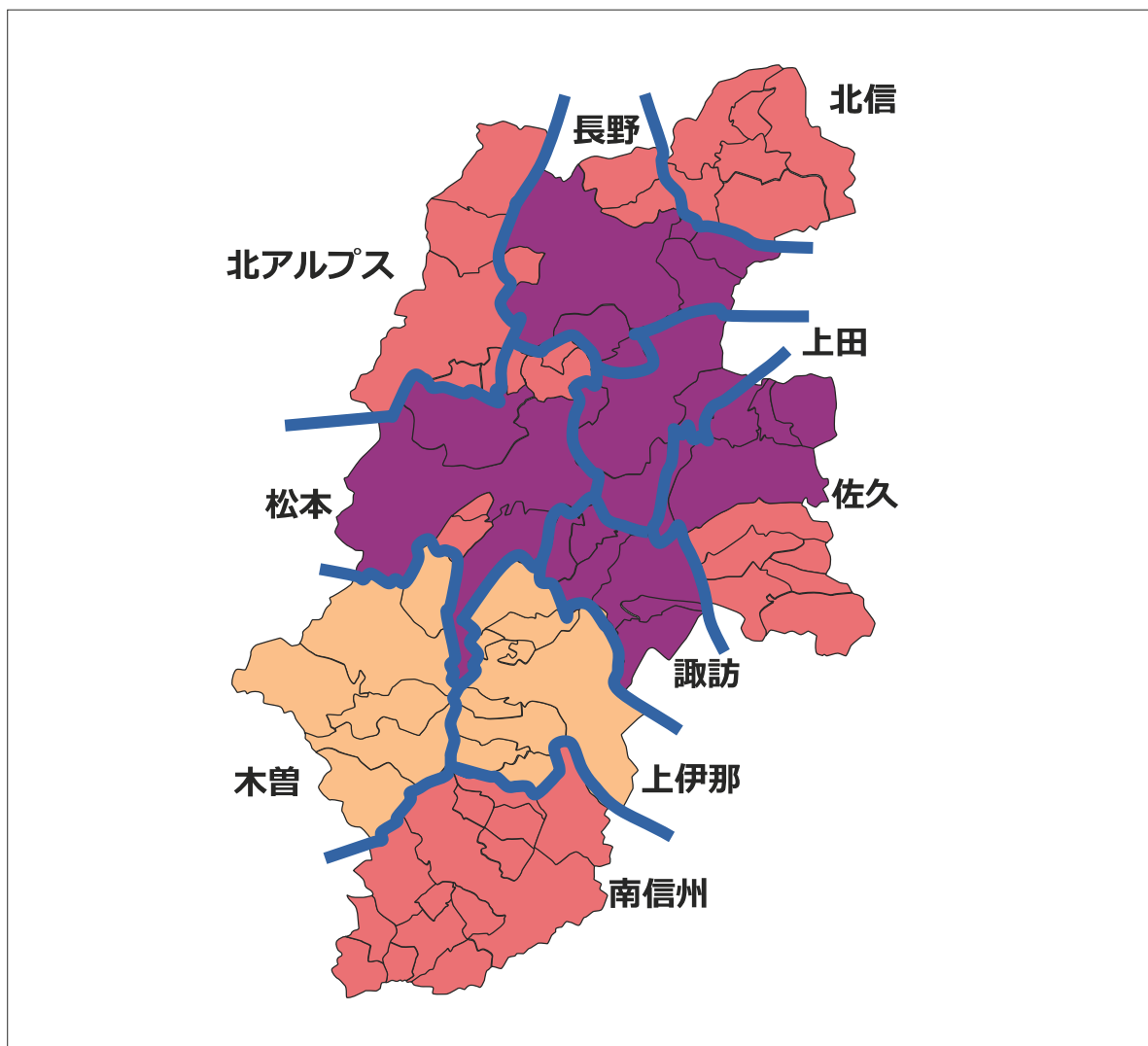
2 圏域 14 市町 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町、
上田圏域、諏訪圏域、松本市、塩尻市、安曇野市、
長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村

感染警戒レベル4の圏域

6 圏域 佐久圏域、南信州圏域、松本圏域、北アルプス圏域、
長野圏域、北信圏域

感染警戒レベル3の圏域

2 圏域 上伊那圏域、木曾圏域



この夏を過ごすにあたってのお願い（7月30日改定）

別添

～第5波を防ぎ、安心して元気な長野県を取り戻しましょう～

※改定箇所下線

現在、東京都を中心とする首都圏だけではなく、関西圏をはじめ全国の多くの地域で新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が増加傾向となっており、感染力が強いと言われるデルタ株の置き換わりも進む中で、これまで経験したことのない感染拡大となっています。

県内においても、感染経路が県外と推定される事例のほか同居家族や知人での感染や感染経路不明の事例が多く確認されており、新規陽性者数は急増しています。

新たな人流の増加が見込まれる夏休み・お盆を迎えるなかで、この時期の過ごし方は、第5波の拡大を防ぎ、安心して元気な長野県を取り戻すために極めて重要です。

このため、7月22日から8月22日までを「感染対策強化期間」とします。

県民及び事業者の皆様には、この期間中、特に次の点についてのご協力をお願いいたします。

令和3年7月30日

長野県知事 阿部 守一

ウイルス（デルタ株等）を県内に持ち込まないために

- 信州への帰省及び県外への訪問については、この期間中はできるだけ控えてください。

県内で感染を広げないために

- 基本的な感染防止対策を改めて徹底してください。
- 人との接触機会をできるだけ少なくしてください。
- 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。
- 普段会わない方との会食は控えてください。特に、同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください。
- 会議やイベントについては、小規模化・分散化・リモート化・短時間化を徹底してください。

安心して元気な長野県を取り戻すために（ワクチン接種について）

- ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください。
- 多くの方がワクチン接種を完了するまでには時間がかかることから、接種がお済みの方も含め、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

「思いやり」と「支え合い」で新型コロナを乗り越えましょう

- 県外への訪問が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けることができない方もいます。差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう。

無料で豊富な知識と経験を持つ専門家に相談できます！

社会福祉施設アドバイザー 相談・派遣等事業



**弁護士 社会保険労務士 税理士 等の
専門家をアドバイザーとして派遣します。**

相談・派遣料
無料

令和3年度から1法人あたり **5回** まで相談できます。
(1日2時間程度)

困ったな
キャリアパスの
構築はどうしたら…



困ったな
事業所の会計
処理を詳しく知りたい…



困ったな
トラブル対応の
法律相談をしたい…



こんな相談ができます

キャリアパス構築・
人材育成

法 務

職場における
心の健康づくり

運営管理

会計・税務

労働管理

BCP
(事業継続計画)

専門家がお受けします

弁護士

中小企業診断士

産業カウンセラー

税理士

社会保険労務士

福祉事業実践者

ほか

注 ●アドバイザーの助言を基にした最終的な判断は、相談者側の責任で行ってください。



お申し込み
お問合わせ先

長野県社協 福祉人材センター

〒380-0936 長野県長野市中御所岡田98-1
TEL.026-226-7330 FAX.026-226-0137 E-mail:jinzai@nsyakyo.or.jp

申込書の
ダウンロードは
こちら



認知症相談会

身近な人の中に、こんな気になることはありませんか？

同じ話を何度もする



ああで
こうで..

置忘れやしまい忘れが増えた



わしの財布は
どこじゃろ？

些細なことで怒りやすくなった



表情が乏しい・元気がない



認知症について正しく理解することにより、早期に発見し、症状の進行を緩やかにするための適切な治療を受けることができます。身近な人の変化に気がいたら、早く専門家に相談することが、サポートの第一歩です。この機会にぜひ相談会をご利用ください。

相談日	相談会場 / 相談時間	申し込み先
9月15日(水)	市役所第二庁舎 1階 地域包括ケア推進課 中部地域包括支援センター 午後 1時から3時 一人 30分程度	中部地域包括支援センター 電話 224-7174
10月14日(木)		
11月9日(火)		
12月9日(木)		
1月12日(水)		
2月9日(水)		
3月8日(火)		
9月8日(水)	篠ノ井交流センター 時間上記同様	中部地域包括支援センター 篠ノ井支所駐在 電話 292-3358
12月15日(水)		

申し込み

- ❖ 各日定員は3名で、定員になり次第受付終了となります。
- ❖ 認知症の診断で定期受診や内服処方されている方は、主治医に相談の上お申し込みください。
- ❖ 相談は無料です。

対象

認知症が心配な本人または家族など

問い合わせ 長野市役所 地域包括ケア推進課 中部地域包括支援センター
TEL: 026-224-7174 (直通)

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

**一方的に送り付けられた商品、
直ちに処分可能に！**

**注文していないのに、あなた宛てに届いた商品。
7月に特定商取引法改正によって14日経過
しなくても、消費者は直ちに処分することが
できるようになりました。**

一方的に送り付け商法（ネガティブオプション）対応

**1商品 は 直ちに 処分可能
2事業者 から 金銭を 請求
されても 支払不要**

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」、「見守り」を日頃から行い、消費者被害は未然に防止する・被害に気づいていない人に、気づかせる機会を設けてください。

～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)
- ◆長野中央警察署 244-0110
- ◆長野南警察署 292-0110
(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部
市民窓口課 消費生活センター
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぶら座 4階

介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2021年9月）

※新型コロナウイルス感染対策のため、中止となる場合があります。お問い合わせの上ご参加ください。

月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の 地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み	申込開始日	担当	問合せ先 電話番号
9	9	木	午前	10時	11時	介護者教室 『認知症ケアのポイント』	介護	講座	更北	更北公民館	市内在住の介護をされている方	無料	12人	要	9月1日	在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215
9	16	木	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『第2期転倒予防教室』	運動	教室	篠ノ井	篠ノ井交流センター第4.5 学習室	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	8月1日	地域包括支援センター 篠ノ井総合病院	261-1062
9	17	金	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『第2回 簡単リラックスヨガ』	健康	教室	芹田	芹田公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	30人	要	8月1日	地域包括支援センター 芹田	217-5650
9	28	火	午後	1時30分	2時30分	介護予防教室 『体をほぐし動きやすくする機能改善運動』	運動	講座	鬼無里	鬼無里の湯	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	要		鬼無里 在宅介護支援センター	256-2962
9	29	水	午後	1時30分	2時30分	介護予防教室 『体をほぐし動きやすくする機能改善運動』	運動	講座	鬼無里	鬼無里の湯	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	要		鬼無里 在宅介護支援センター	256-2962
9	30	木	午前	10時	11時	介護予防教室 『「脳卒中」とは？』	健康	講座	更北	更北公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	12人	要	9月1日	在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215
9	30	木	午後	1時30分	2時30分	介護予防教室 『体をほぐし動きやすくする機能改善運動』	運動	講座	鬼無里	鬼無里の湯	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	要		鬼無里 在宅介護支援センター	256-2962